

市第 179 号議案

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する  
条例の一部改正

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の  
一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する  
条例の一部を改正する条例

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（  
平成16年 3 月横浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号を次のように改める。

- (5) 外資系企業者 外国会社（会社法（平成17年法律第86号）第  
2 条第 2 号に規定する外国会社をいう。）が総株主又は総出資  
者の議決権の 3 分の 1 を超える議決権を保有している中小企業  
者又は大企業者をいう。

第 2 条第11号ア中「（多国籍企業者企業立地等に係る固定資産の  
取得に要する費用を除く。）」を削り、同号を同条第13号とし、同  
号の前に次の 1 号を加える。

- (12) 外資系企業者企業立地等 外資系企業者が行う企業立地等の  
うち、横浜市の区域内に本社等を設置していない外資系企業者  
が前号イに掲げる行為を行うことをいう。

第 2 条第10号を削り、同条第 9 号ア中(㌺)を(㌽)とし、(㌾)を(㌿)とし、  
(㍑)を(㍒)とし、同号ア(イ)中「こと」の次に「（みなとみらい21地域及

び横浜駅周辺地域にあつては、事業所及び特定集客施設として賃貸することを含み、特定賃貸業務ビルの事業所として賃貸する部分の床面積（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分を除く。）の合計の2分の1以上を、横浜市の区域内に事業所を有しない中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもの又は横浜市の区域内に事業所を有する中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもののうち横浜市の区域内において事業所を拡張することとなるものに賃貸する場合に限る。）」を加え、同号ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 特定集客施設を設置すること。

第2条第9号イを次のように改め、同号を同条第11号とする。

イ 企業立地等促進特定地域（内陸南部工業地域及び内陸北部工業地域を除く。）ごとに別表第2に定める分野（同表に定める自然科学研究に関連する分野で規則で定めるものを除く。）の事業を営む特定事業者が、固定資産のうち家屋を賃借して、規則で定めるところにより本社等を設置すること。

第2条第8号の次に次の2号を加える。

(9) 特定集客施設 博物館、美術館、劇場、ホテルその他の企業立地等促進特定地域への来訪者、滞在者等の増加に効果があると認められる施設（事業所を除く。）で、市長が指定したものをいう。

(10) 特定賃貸業務ビル 事業所又は事業所及び特定集客施設として賃貸するための家屋で、事業所として賃貸する部分の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第388号）第2条第1項第

3号に規定する床面積をいう。以下同じ。)が1,500平方メートル以上である各階の事業所として賃貸する部分の床面積の合計が20,000平方メートル以上であるものをいう。

第3条第1項中「前条第9号ア」を「前条第11号ア」に改め、同条第2項第1号中「及び」を「並びに特定集客施設及び特定賃貸業務ビル並びに」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、第1項の認定の申請があった場合において、当該申請をした者又はその者の代表者若しくは役員が次のいずれかに該当するときは、同項の認定をしないものとする。

(1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号の暴力団

(2) 暴力団排除条例第2条第3号の暴力団員

第4条第1項中「多国籍企業者」を「外資系企業者」に改める。

第5条に次の1項を加える。

3 第3条第4項の規定は、前項の承認について準用する。

第6条第1項第2号中「第3条第4項」を「第3条第5項」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 前3号に掲げるもののほか、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

第6条に次の1項を加える。

3 市長は、認定事業者又は認定事業者の代表者若しくは役員が次のいずれかに該当することとなったときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 暴力団排除条例第 2 条第 2 号の暴力団
- (2) 暴力団排除条例第 2 条第 3 号の暴力団員

第 8 条第 1 項中「多国籍企業者企業立地等に係るものである場合にあっては、別表第 4」を「、みなとみらい 21 地域又は横浜駅周辺地域に係るものである場合にあっては別表第 4、京浜臨海部地域又は臨海南部工業地域に係るものである場合にあっては別表第 5」に改め、「事業所の種類」の次に「（別表第 4 にあっては、事業所の種類並びに特定集客施設及び特定賃貸業務ビルの別）」を、「助成率」の次に「（別表第 5 にあっては、同表の左欄に掲げる事業所の種類の区分及び同表の中欄に掲げる企業立地等の種類の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる助成率）」を、「得た額」の次に「（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加え、同項ただし書中「別表第 5（認定事業計画が多国籍企業者企業立地等に係るものである場合にあっては、別表第 6）」を「別表第 6（認定事業計画がみなとみらい 21 地域又は横浜駅周辺地域に係るもので、かつ、事業所の種類が本社等であるもの又は特定集客施設若しくは特定賃貸業務ビルに係るものである場合にあっては、別表第 7）」に改め、同条第 2 項中「多国籍企業者企業立地等である場合にあっては、4 年」を「、外資系企業者企業立地等以外でみなとみらい 21 地域若しくは横浜駅周辺地域に係るもの若しくは京浜臨海部地域若しくは臨海南部工業地域に係るもの（別表第 2 に定める重点産業に係るものに限る。）又は外資系企業者企業立地等で関内周辺地域、新横浜都心地域若しくは港北ニュータウン地域に係るもの若しくは京浜臨海部地域若しくは臨海南部工業地域に係るもの（別表第 2 に定める製造業で規則で定めるものに限る。）

である場合にあっては4年、外資系企業者企業立地等でみなとみらい21地域若しくは横浜駅周辺地域に係るもの又は京浜臨海部地域若しくは臨海南部工業地域に係るもの（別表第2に定める重点産業に係るものに限る。）である場合にあっては5年」に、「別表第7」を「別表第8」に改める。

第8条の2第1項中「係る事業を開始した日」の次に「の1年前の日（企業立地等事業計画を提出した日が当該企業立地等に係る事業を開始した日の1年前の日より後の日であるときは、企業立地等事業計画を提出した日。以下「起算日」という。）」を加え、「において、」を「（以下「基準日」という。）において」に、「規則で定める市民雇用者」を「者（基準日において横浜市の区域内に住所を有する者に限る。）のうち、起算日から基準日までの間に雇用した者及び横浜市の区域内に住所を有することとなった者で規則で定めるもの」に、「が当該事業を開始した日から、当該事業を開始した日における市民雇用者の数の100分の10に相当する人数（小数点以下の端数がある場合にあっては、これを切り上げた数に相当する人数）以上（当該事業を開始した日に市民雇用者を雇用していない場合にあっては、1人以上）増加したときは、当該増加した人数に応じて別表第8」を「の人数に応じて、別表第9」に改め、同条第2項中「当該企業立地等に係る事業を開始した日及び当該企業立地等に係る事業を開始した日から3年を経過した日の属する事業年度の末日における当該認定事業者が雇用する」を削る。

第8条の3第1項中「取得、」を削り、「100分の1に相当する額」の次に「（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加える。

第12条中「多国籍企業者企業立地等」を「みなとみらい21地域又は横浜駅周辺地域」に、「別表第4」を「別表第4、京浜臨海部地域又は臨海南部工業地域に係るものである場合にあっては別表第5」に改め、「種類」の次に「（別表第4にあっては、事業所の種類並びに特定集客施設及び特定賃貸業務ビルの別）」を、「助成率」の次に「（別表第5にあっては、同表の左欄に掲げる事業所の種類の区分及び同表の中欄に掲げる企業立地等の種類の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる助成率）」を、「得た額」の次に「（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加える。

第13条中「から7年」の次に「（固定資産賃借企業立地等がみなとみらい21地域若しくは横浜駅周辺地域に係るもの又は京浜臨海部地域若しくは臨海南部工業地域に係るもの（別表第2に定める重点産業に係るものに限る。）である場合にあっては、8年。以下同じ。）」を加える。

第15条第1項第5号を次のように改める。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

第17条第1項中「事業所等」を「事業所若しくは特定集客施設若しくは特定賃貸業務ビル」に改め、「立ち入り」の次に「設備」を加える。

附則中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

別表第2中「第9号及び第11号」を「第11号及び第13号」に改め、「第7条第3項第4号」の次に「第8条第2項、第13条」を加え、同表みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新

横浜都心地域及び港北ニュータウン地域の項を次のように改める。

<p>みなとみらい21 地域</p>	<p>すべての分野</p>	<p>1 事業所を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、事業所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産（規則で定めるものに限る。以下同じ。）を取得すること。</p> <p>3 事業所又は事業所及び特定集客施設として特定賃貸業務ビルを賃貸する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>4 3に掲げる固定資産の取得に併せて、特定賃貸業務ビルの設備として賃貸する目的で、償却資産を取得すること。</p> <p>5 特定集客施設を設置する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築すること。</p> <p>6 5に掲げる固定資産の取得に併せて、特定集客施設の設備を新設する目的で、償却資産を取得すること。</p>
<p>横浜駅周辺地域</p>	<p>すべての分野</p>	<p>1 事業所を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p>

		<p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>2 1 に掲げる固定資産の取得に併せて、事業所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産を取得すること。</p> <p>3 事業所又は事業所及び特定集客施設として特定賃貸業務ビルを賃貸する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>4 3 に掲げる固定資産の取得に併せて、特定賃貸業務ビルの設備として賃貸する目的で、償却資産を取得すること。</p>
<p>関内周辺地域、 新横浜都心地域 及び港北ニュー タウン地域</p>	<p>すべての分野</p>	<p>1 事業所を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>2 1 に掲げる固定資産の取得に併せて、事業所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産を取得すること。</p>

別表第 2 京浜臨海部地域、臨海南部工業地域、内陸南部工業地域及び内陸北部工業地域の項中「、医療・健康及び I T」を「及び医療・健康」に改める。

別表第 3 及び別表第 4 を次のように改める。

別表第 3 (第 8 条第 1 項、第 12 条)

事業所の種類	助成率
本社等、研究所及び工場	8パーセント

本社等、研究所及び工場以外の事業所	5パーセント
-------------------	--------

## 別表第 4 (第 8 条第 1 項、第12条)

事業所の種類並びに特定集客施設及び 特定賃貸業務ビルの別	助成率
本社等及び特定集客施設	12パーセント
特定賃貸業務ビル	10パーセント
工場	8パーセント
本社等及び工場以外の事業所	5パーセント

## 備考

特定賃貸業務ビルを賃貸することを目的とする企業立地等に係る助成金の助成率については、事業所として賃貸する部分の当該事業所の種類にかかわらず、特定賃貸業務ビルの助成率を適用する。

別表第 8 中「市民雇用者増加数」を「市民雇用者数」に改め、同表を別表第 9 とする。

別表第 7 第 2 項中「4,000,000 円」を「3,000,000 円」に、「4,000,001 円」を「3,000,001 円」に改め、同表第 3 項中「得た額」の次に「(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下同じ。)」を加え、同表を別表第 8 とする。

別表第 6 中「2,000,000,000 円」を「4,000,000,000 円」に改め、同表を別表第 7 とし、別表第 5 を別表第 6 とし、別表第 4 の次に次の 1 表を加える。

## 別表第 5 (第 8 条第 1 項、第12条)

事業所の種類	企業立地等の種類	助成率
重点産業の研究所	第2条第11号ア(ア)及び(エ)に掲げる行為	12パーセント
本社等及び重点産業の研究所以外の研究所		10パーセント
研 究 所	第2条第11号ア(ウ)及び(オ)に掲げる行為	8パーセント
工 場	第2条第11号ア(ア)、(ウ)、(エ)及び(オ)に掲げる行為	
本社等、研究所及び工場以外の事業所	第2条第11号ア(ア)及び(エ)に掲げる行為	5パーセント

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（以下「新条例」という。）の規定（新条例第5条第3項及び第6条第3項の規定を除く。）は、この条例の施行の日以後に新条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用し、同日前にこの条例による改正前の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者については、なお従前の例による。

## 提 案 理 由

企業立地等事業計画の認定を申請することができる期間を延長し、かつ、支援対象、助成率等を見直すことにより、企業立地等の促進を図るため、横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に

関する条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

- (5) 外資系企業者 外国会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 2 号に規定する外国会社をいう。）が総株主又は総出資者をいう。  
者の議決権の 3 分の 1 を超える議決権を保有している中小企業者又は大企業者をいう。

ア 日本国外の 2 以上の国又は地域（以下「国等」という。）  
において規則で定める現地法人を設立して事業活動を行う中  
小企業者又は大企業者

イ 外国会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 2 号に  
規定する外国会社をいう。以下同じ。）の本店又は主たる事  
務所が所在する国等以外の 2 以上の国等において規則で定め  
る現地法人を設立して事業活動を行う当該外国会社が設立し  
た中小企業者又は大企業者であって、規則で定めるもの  
（第 6 号から第 8 号まで省略）

- (9) 特定集客施設 博物館、美術館、劇場、ホテルその他の企業  
立地等促進特定地域への来訪者、滞在者等の増加に効果がある  
と認められる施設（事業所を除く。）で、市長が指定したもの  
をいう。

(10) 特定賃貸業務ビル 事業所又は事業所及び特定集客施設として賃貸するための家屋で、事業所として賃貸する部分の床面積（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 388 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積をいう。以下同じ。）が 1,500 平方メートル以上である各階の事業所として賃貸する部分の床面積の合計が 20,000 平方メートル以上であるものをいう。

(11)  
(9) 企業立地等 企業立地等促進特定地域において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 企業立地等促進特定地域ごとに別表第 2 に定める分野の事業を営む中小企業者及び大企業者が、同表に定めるところにより、固定資産（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条第 1 号に規定する固定資産をいう。以下同じ。）のうち、土地を取得し、若しくは賃借し、家屋を取得し、新築し、若しくは増築し、又は償却資産を取得して行う次に掲げる行為  
(7) 省略)

(イ) 特定集客施設を設置すること。

(ウ)  
(イ) 事業所として賃貸すること （みなとみらい 21 地域及び横浜駅周辺地域にあつては、事業所及び特定集客施設として賃貸することを含み、特定賃貸業務ビルの事業所として賃貸する部分の床面積（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 4 項に規定する共用部分を除く。）の合計の 2 分の 1 以上を、横浜市の区域内に事業所を有しない中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもの又は横浜市の区域内に事業所を有する中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもののうち横浜市の区

域内において事業所を拡張することとなるものに賃貸する  
場合に限る。)。

(エ) (本文省略)

(ウ) (本文省略)

(カ) (本文省略)

イ 企業立地等促進特定地域（内陸南部工業地域及び内陸北部  
特定事業者が、固定資産のうち家屋を賃借して、本社等を  
工業地域を除く。）ごとに別表第 2 に定める分野（同表に定  
設置すること（みなとみらい 21 地域、横浜駅周辺地域、関内  
める自然科学研究に関連する分野で規則で定めるものを除く  
周辺地域、新横浜都心地域及び港北ニュータウン地域におい  
。）の事業を営む特定事業者が、固定資産のうち家屋を賃借  
て家屋を賃借する場合であって、規則で定めるところにより  
して、規則で定めるところにより本社等を設置すること。  
設置するときに限る。)。

(10) 多国籍企業者企業立地等 多国籍企業者又は多国籍企業者の  
関係会社（当該多国籍企業者が財務諸表等の用語、様式及び作  
成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 5 条第 1 項  
第 1 号の財務諸表提出会社である場合における同令第 8 条第 8  
項に規定する関係会社をいう。以下同じ。）が行う企業立地等  
のうち、次に掲げる行為をいう。

ア 横浜市の区域内に本社等を設置していない多国籍企業者が  
本社等を設置すること。

イ 横浜市の区域内に研究所を設置していない多国籍企業者が  
研究所を設置すること。

ウ 多国籍企業者の関係会社が規則で定める行為をすること。  
(12) 外資系企業者企業立地等 外資系企業者が行う企業立地等の  
うち、横浜市の区域内に本社等を設置していない外資系企業者  
が前号イに掲げる行為を行うことをいう。

(13) 投下資本額 別表第 2 に定める固定資産の取得に要する費用  
(11)

で、次に掲げるものを控除したものをいう。

ア 国、他の地方公共団体その他公共的団体の補助金、奨励金  
その他これらに類するものの交付の対象となった固定資産の  
取得に要する費用 （多国籍企業者企業立地等に係る固定資産  
の取得に要する費用を除く。）  
（イからエまで省略）

（企業立地等事業計画の認定等）

第 3 条 中小企業者及び大企業者は、前条第 11 号アに掲げる行為に  
前条第 9 号ア  
に係る企業立地等（以下「固定資産取得企業立地等」という。）を  
行おうとする場合は投下資本額が中小企業者にあつては 100,000,0  
00 円以上、大企業者にあつては 1,000,000,000 円以上の固定資産取得  
企業立地等を行おうとするとき、又は同号イに掲げる行為に係る  
企業立地等（以下「固定資産賃借企業立地等」という。）を行お  
うとする場合は、当該企業立地等に係る計画（以下「企業立地等  
事業計画」という。）を作成し、規則で定めるところにより、こ  
れを市長に提出して、その認定を受けることができる。

2 企業立地等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 企業立地等に係る事業所 並びに特定集客施設及び特定賃貸業  
及び  
務ビル並びに設備の概要に関する事項

（第 2 号から第 8 号まで及び第 3 項省略）

4 市長は、第 1 項の認定の申請があつた場合において、当該申請  
をした者又はその者の代表者若しくは役員が次のいずれかに該当  
するときは、同項の認定をしないものとする。

(1) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以

下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 2 号の暴力団

(2) 暴力団排除条例第 2 条第 3 号の暴力団員

$\frac{5}{4}$  (本文省略)

$\frac{6}{5}$  (本文省略)

(認定事業計画の変更)

第 4 条 認定事業者は、認定を受けた企業立地等事業計画（以下「認定事業計画」という。）の変更（前条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項の変更（同項第 3 号に掲げる事項の変更にあつては、同条第 3 項の規定により認定を受けた外資系企業者が外資系企業者でなくなる場合に限る。）に限る。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の認定を受けなければならない。

(第 2 項省略)

(承継)

第 5 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 第 3 条第 4 項の規定は、前項の承認について準用する。

(企業立地等事業計画の認定の取消し等)

第 6 条 市長は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

(第 1 号省略)

(2) 第 3 条第 5 項に規定する規則で定める期間内に企業立地等に係る事業を開始していないと認めるとき。

(第 3 号省略)

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、法令若しくは条例（以下「法令この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反に基づく市長の処分に違反したとき。

したとき。

(第 2 項省略)

3 市長は、認定事業者又は認定事業者の代表者若しくは役員が次のいずれかに該当することとなったときは、その認定を取り消すものとする。

(1) 暴力団排除条例第 2 条第 2 号の暴力団

(2) 暴力団排除条例第 2 条第 3 号の暴力団員

(企業立地等助成金)

第 8 条 市長は、第 12 条の規定により確定した投下資本額が中小企業者にあつては 500,000,000 円以上、大企業者にあつては 5,000,000,000 円以上となるときは、当該投下資本額に別表第 3 (認定事業計画が、みなとみらい 21 地域又は横浜駅周辺地域に係るものである場合にあつては別表第 4、京浜臨海部地域又は臨海南部工業地域に係るものである場合にあつては別表第 5) に規定する事業所の種類 (別表第 4 にあつては、事業所の種類並びに特定集客施設及び特定賃貸業務ビルの別) ごとの助成率 (別表第 5 にあつては、同表の左欄に掲げる事業所の種類の区分及び同表の中欄に掲げる企業立地等の種類の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる助成率) を乗じて得た額 (1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) の助成金を規則で定めるところにより分割して、固定資産取得事業者に対して交付することができる。ただし、同一の企業立地等促進特定地域において、同一の中小企業者又は大企業者に対し、別表第 6 (認定事業計画がみなとみらい 21 地域又は横浜駅周辺地域に係るもので、かつ、事業所の種類が本社立地等に係るものである場合にあつては、別表第 6) 等であるもの又は特定集客施設若しくは特定賃貸業務ビルに係る

ものである場合にあっては、別表第 7)に規定する費用の種類ごとの上限額を超えて交付することはできない。

- 2 市長は、固定資産賃借企業立地等に係る事業を開始した日の属する事業年度の翌事業年度開始の日から 3 年（固定資産賃借企業立地等が、外資系企業者企業立地等以外でみなとみらい 21 地域若しくは横浜駅周辺地域に係るもの若しくは京浜臨海部地域若しくは臨海南部工業地域に係るもの（別表第 2 に定める重点産業に係るものに限る。））又は外資系企業者企業立地等で関内周辺地域、新横浜都心地域若しくは港北ニュータウン地域に係るもの若しくは京浜臨海部地域若しくは臨海南部工業地域に係るもの（別表第 2 に定める製造業で規則で定めるものに限る。）である場合にあっては 4 年、外資系企業者企業立地等でみなとみらい 21 地域若しくは横浜駅周辺地域に係るもの又は京浜臨海部地域若しくは臨海南部工業地域に係るもの（別表第 2 に定める重点産業に係るものに限る。）である場合にあっては 5 年）を経過する日までの間（以下「対象期間」という。）を開始する各事業年度（以下「対象事業年度」という。）について、それぞれ別表第 8の別表第 7の規定により算定する助成金算定基準額ごとの助成金を固定資産賃借企業立地等を行う認定事業者（以下「固定資産賃借事業者」という。）に対して交付することができる。

（第 3 項から第 6 項まで省略）

- 第 8 条の 2 市長は、認定事業者が当該企業立地等に係る事業を開始した日の 1 年前の日（企業立地等事業計画を提出した日が当該企業立地等に係る事業を開始した日の 1 年前の日より後の日であるときは、企業立地等事業計画を提出した日。以下「起算日」と

いう。) から 3 年を経過した日の属する事業年度の末日 (以下「基準日」という。) において当該認定事業者が雇用する者 (基準日において横浜市の区域内に住所を有する者に限る。) のうち、起算日から基準日までの間に雇用した者及び横浜市の区域内に住所を有することとなった者で規則で定めるもの (以下「市民雇用者」という。) の人数に応じて、別表第 9 が当該事業を開始した日から、当該事業を開始した日における市民雇用者の数の 100 分の 10 に相当する人数 (小数点以下の端数がある場合にあっては、これを切り上げた数に相当する人数) 以上 (当該事業を開始した日に市民雇用者を雇用していない場合にあっては、1 人以上) 増加したときは、当該増加した人数に応じて別表第 8 に規定する助成金を当該認定事業者に対して交付することができる。ただし、当該認定事業者が期日までに当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止したときは、この限りでない。

- 2 前項の助成金の交付を受けようとする者は、当該企業立地等に係る事業を開始した日及び当該企業立地等に係る事業を開始した日から 3 年を経過した日の属する事業年度の末日における当該認定事業者が雇用する市民雇用者の人数を期日までに、市長に報告しなければならない。

(第 3 項及び第 4 項省略)

第 8 条の 3 市長は、第 12 条の規定により確定した固定資産取得事業者に係る投下資本額のうち、家屋の取得、償却資産の取得に係る費用が次のいずれにも該当するときは、当該費用の 100 分の 1 に相当する額 (1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) の助成金を当該固定資産取得事業者

対して交付することができる。ただし、当該固定資産取得事業者が期日までに当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止したときは、この限りでない。

(第 1 号、第 2 号及び第 2 項省略)

(助成金の額の確定等)

第 12 条 市長は、第 10 条の報告を受けたときは、その報告に係る投下資本額を審査し、かつ、その投下資本額が認定事業計画に適合するものであるかどうかを調査することにより、当該投下資本額を確定した上で、交付すべき第 8 条第 1 項の助成金の額を確定し、当該固定資産取得事業者に通知しなければならない。この場合において、交付すべき当該助成金の額は、第 3 条第 1 項の認定を受けた企業立地等事業計画に記載された同条第 2 項第 6 号に掲げる投下資本額に別表第 3 (認定事業計画が みなとみらい 21 地域又は多国籍企業者企業立地は横浜駅周辺地域 に係るものである場合にあっては 別表第 4、京等 浜臨海部地域又は臨海南部工業地域 に係るものである場合にあっては別表第 5) に規定する事業所の種類 (別表第 4 にあっては、事業所の種類並びに特定集客施設及び特定賃貸業務ビルの別) ごとの助成率 (別表第 5 にあっては、同表の左欄に掲げる事業所の種類の区分及び同表の中欄に掲げる企業立地等の種類の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる助成率) を乗じて得た額 (1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) を超えないものとする。

(企業立地等に係る事業の継続義務)

第 13 条 固定資産取得事業者にあっては企業立地等に係る事業を開始した日から 10 年を経過する日までの間 (当該事業を休止した期

間がある場合にあっては、10年に当該休止した期間を加えた期間。以下同じ。)、固定資産賃借事業者にあつては企業立地等に係る事業を開始した日から7年(固定資産賃借企業立地等がみなとみらい21地域若しくは横浜駅周辺地域に係るもの又は京浜臨海部地域若しくは臨海南部工業地域に係るもの(別表第2に定める重点産業に係るものに限る。))である場合にあっては、8年。以下同じ。)を経過する日までの間(当該事業を休止した期間がある場合にあっては、7年に当該休止した期間を加えた期間。以下同じ。)、当該企業立地等に係る事業を継続しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(交付の決定の取消し)

第15条 市長は、第8条から第8条の3までの助成金の交付を受けた認定事業者が次のいずれかに該当するときは、第8条第4項(第8条の2第4項及び第8条の3第2項において準用する第8条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(第1号から第4号まで省略)

- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令等又は法令等に基づいてこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらによる行政庁の処分に違反したとき。  
基づく市長の処分に違反したとき。

(第2項省略)

(立入検査等)

第17条 市長は、第8条から第8条の3までの助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、認定事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事業所若し  
事業所等  
しくは特定集客施設若しくは特定賃貸業務ビルに立ち入り、設備、

帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(第 2 項及び第 3 項省略)

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年 3 月 31 日までに企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用する。

別表第 2 (第 2 条第 8 号、第 11 号及び第 13 号、第 7 条第 3 項第 4 号、第 9 号及び第 11 号、第 8 条第 2 項、第 13 条)

企業立地等 促進特定地域	事業の分野	固定資産の取得
みなとみらい21 地域、横浜駅周 辺地域、関内周 辺地域、新横浜 都心地域及び港 北ニュータウン 地域	すべての分野	1 事業所を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。 (1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。 (2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。 2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、事業所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産(規則で定めるものに限る。以下同じ。)を取得すること。 <u>3 事業所又は事業所及び特定集客施設として特定賃貸業務ビルを賃貸する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</u> <u>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、又は増築すること。</u> <u>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</u>

		<p><u>4 3に掲げる固定資産の取得に併せて、特定賃貸業務ビルの設備として賃貸する目的で、償却資産を取得すること。</u></p> <p><u>5 特定集客施設を設置する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</u></p> <p>(1) <u>土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</u></p> <p>(2) <u>自ら所有する土地に家屋を新築すること。</u></p> <p><u>6 5に掲げる固定資産の取得に併せて、特定集客施設の設備を新設する目的で、償却資産を取得すること。</u></p>
横浜駅周辺地域	すべての分野	<p><u>1 事業所を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</u></p> <p>(1) <u>土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</u></p> <p>(2) <u>自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</u></p> <p><u>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、事業所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産を取得すること。</u></p> <p><u>3 事業所又は事業所及び特定集客施設として特定賃貸業務ビルを賃貸する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</u></p>

		<p>(1) <u>土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、又は増築すること。</u></p> <p>(2) <u>自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</u></p> <p>4 <u>3に掲げる固定資産の取得に併せて、特定賃貸業務ビルの設備として賃貸する目的で、償却資産を取得すること。</u></p>
<p><u>関内周辺地域、</u> <u>新横浜都心地域</u> <u>及び港北ニュー</u> <u>タウン地域</u></p>	<p><u>すべての分野</u></p>	<p>1 <u>事業所を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</u></p> <p>(1) <u>土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</u></p> <p>(2) <u>自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</u></p> <p>2 <u>1に掲げる固定資産の取得に併せて、事業所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産を取得すること。</u></p>
<p>京浜臨海部地域、 臨海南部工業 地域、内陸南部 工業地域及び内 陸北部工業地域</p>	<p>環境・エネルギー 及び医療・健康 、医療・健康 _____に 関連及びIT する分野で規則 で定めるもの（ 以下「重点産業 」という。）並 びに自然科学研 究に関連する分</p>	<p>(省 略)</p>

	野で規則で定めるもの並びに製造業で規則で定めるもの（以下これらを総称して「指定産業」という。）	
(省 略)		

別表第 3（第 8 条第 1 項、第 12 条）

事業所の種類	助成率
本社等、研究所及び工場	8パーセント
本社等、研究所及び工場以外の事業所	5パーセント

事業所の種類	助成率
本社等及び研究所	10パーセント
工場	8パーセント
本社等、研究所及び工場以外の事業所	6パーセント

別表第 4（第 8 条第 1 項、第 12 条）

事業所の種類並びに特定集客施設及び特定賃貸業務ビルの別	助成率
本社等及び特定集客施設	12パーセント
特定賃貸業務ビル	10パーセント
工場	8パーセント
本社等及び工場以外の事業所	5パーセント

備考

特定賃貸業務ビルを賃貸することを目的とする企業立地等に

係る助成金の助成率については、事業所として賃貸する部分の当該事業所の種類にかかわらず、特定賃貸業務ビルの助成率を適用する。

事業所の種類	助成率
本社等及び研究所	15パーセント
工場	8パーセント
本社等、研究所及び工場以外の事業所	6パーセント

別表第 5 (第 8 条第 1 項、第 12 条)

事業所の種類	企業立地等の種類	助成率
重点産業の研究所	第 2 条第 11 号ア(ア)及び(エ)に掲げる行為	12パーセント
本社等及び重点産業の研究所以外の研究所		10パーセント
研究所	第 2 条第 11 号ア(ウ)及び(オ)に掲げる行為	8パーセント
工場	第 2 条第 11 号ア(ア)、(ウ)、(エ)及び(オ)に掲げる行為	
本社等、研究所及び工場以外の事業所	第 2 条第 11 号ア(ア)及び(エ)に掲げる行為	5パーセント

別表第 6 (第 8 条第 1 項)

別表第 5

(表省略)

別表第 7 (第 8 条第 1 項)

別表第 6

費用の種類	上限額
(省 略)	
投下資本額に係る家屋の新築、増築及び取得並びに償却資産の取得に係る費用	4,000,000,000円 2,000,000,000円

別表第 8 (第 8 条第 2 項)  
別表第 7

助成金算定基準額ごとの助成金の額の算定方法は、次に定めるとおりとする。

(第 1 項省略)

- 2 前項第 1 号の固定資産賃借事業者に対して交付することができる助成金の額は、次の表の当該固定資産賃借事業者の同号に掲げる式により算定した助成金算定基準額に応じた金額とする。

助成金算定基準額		金額
$\frac{3,000,000\text{円}}{4,000,000\text{円}}$ 以下		0円
$\frac{3,000,001\text{円}}{4,000,001\text{円}}$ 以上	100,000,000円以下	助成金算定基準額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額
(省 略)		

- 3 第 1 項第 2 号の固定資産賃借事業者に対して交付することができる助成金の額は、前項の表の当該固定資産賃借事業者の第 1 項第 2 号に掲げる式により算定した助成金算定基準額に応じた金額を 12 で除し、これに当該固定資産賃借事業者の事業年度の月数 (暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。以下同じ。) を乗じて得た額 (1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下同じ。) とする。

(第 4 項及び備考省略)

別表第 9 (第 8 条の 2 第 1 項)  
別表第 8

市民雇用者数 市民雇用者増加数	金額
(省 略)	